

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

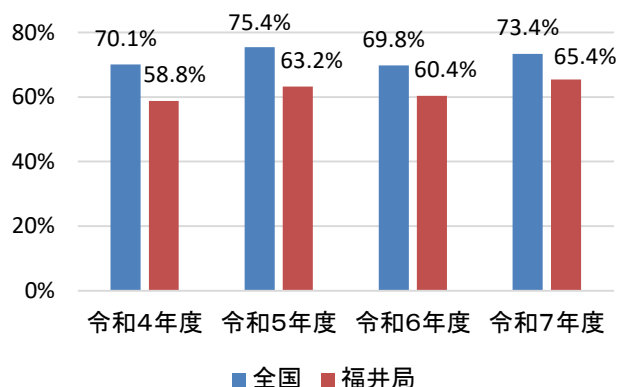
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出していただきますよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

資格取得届・喪失届・高年齢継続給付申請書の電子申請利用率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ 電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能！

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間はありません。（ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

◇ 個人情報の持ち運びが不要！ 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかからないため、**時間とコストをかけずに申請できます！**

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。 電話番号：050-3786-2225



<参考マニュアル>

・ e-Gov電子申請利用マニュアル

・ 雇用保険関係手続き電子申請のご案内



※電子申請を行うには「電子署名」が必要となりますが、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用が可能です。



電子申請をまだご利用されていない事業主の皆さまへ

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間等）を削減するため、電子申請の利用促進を図っています。

その取組の一環として、**雇用保険被保険者関係（取得・喪失・離職票など）や雇用継続給付（高年齢継続給付・介護休業給付金）や育児休業等給付の届出・申請**に電子申請の利用をお勧めしているところです。

福井労働局では、「**雇用保険電子申請アドバイザー**」※が、事業所を訪問し、さまざまなご質問・ご相談に**無料**でお答えしております。ご希望の際は、福井労働局雇用保険電子事務センター又は管轄のハローワークにお問い合わせ下さい。

電子申請の利用を始めたい事業主の皆さま、ぜひ、ご相談ください！

- ☑ 「e-Gov」って何？
- ☑ 何から準備すればいいの？
- ☑ P Cの初期設定の仕方は？
- ☑ 電子証明書って何？取得方法は？
- ☑ 事業主の押印はどうするの？
- ☑ 費用はどのくらい？
- ☑ やってみたけど上手くできなかった・・・など

**相談は
無料!!**

まずは、下記のお問い合わせ先までご連絡ください！

※ 雇用保険電子申請アドバイザーは、福井労働局長が電子申請の利用を促進するために委嘱した社会保険労務士です。

【お問い合わせ先】

福井労働局雇用保険電子申請事務センター TEL (0776)43-1907
又は管轄のハローワーク